

平成30年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年3月22日(木曜日)
開会 午前9時30分
閉会 午前10時50分
- 2 場 所 上尾市役所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 細野宏道
委員 岡田栄一
委員 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
- 4 出席職員 教育総務部長 保坂了
学校教育部長 今泉達也
教育総務部 図書館長 黒木美代子
教育総務部次長 関孝夫
学校教育部次長 石川孝之
教育総務部主席副参事兼図書館副館長 鈴木利男
学校教育部副参事 兼 学務課長 伊藤潔
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧沢葉子
学校教育部副参事 兼 中学校給食共同調理場所長 鈴木宏明
教育総務部 教育総務課長 荒井正美
教育総務部 生涯学習課長 小宮山克巳
教育総務部 図書館次長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 長谷川浩二
学校教育部 学校保健課長 松澤義章
書記 教育総務課主幹 森泉洋二
教育総務課副主幹 井上建一
教育総務課主査 周曉蘭
教育総務課主任 烏丸美鈴
- 5 傍聴人 3人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 平成30年2月定例会会議録の承認

日程第3 会議録署名委員の指名

日程第4 議案の審議

議案第13号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第14号 上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第15号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第16号 上尾市学校運営協議会規則の制定について

議案第17号 上尾市学校運営協議会委員の任命について

議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第19号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第5 報告事項

報告事項1 社会教育指導員、文化財調査専門員の任用について

報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について

報告事項3 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について

報告事項4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

報告事項5 平成30年度埼玉県公立高等学校受検結果について

報告事項6 平成29年度上尾市立小・中学校卒業（予定）者の進路状況について

報告事項7 平成30年2月上尾市小・中学校いじめに関する状況調査結果について

日程第6 今後の日程報告

日程第7 議案の審議

議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

日程第8 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) 皆様おはようございます。ただ今から、平成30年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(荒井正美 教育総務課長) 3名の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可します。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 2月定例会会議録の承認について

(池野和己 教育長) 最初に「日程第2 2月定例会会議録の承認について」でございます。2月定例会の会議録につきましては、すでにお配りをし、確認していただいておりますが、何か修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、2月定例会の会議録は、大塚委員にご署名をいただきまして、会議録といたします。

日程第3 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、内田委員をお願いいたします。

(内田みどり 委員) はい。

日程第4 議案の審議

(池野和己 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。本日は、8件の議案が提出されておりますが、審議を始める前にお諮りいたします。「議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」は、人事管理に係る案件であるため、会議を公開しないこととし、関係職員のみ出席によって議案の審議を行いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) それでは、異議がないものと認め、議案第20号の審議につきましては、会議を公開しないものとして決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されております本日の日程を変更させていただきます。まず、会議を公開して行う、議案第13号から議案第19号までの議案7件の審議を行い、続いて、報告事項、今後の日程報告と進め、最後に非公開の会議として、関係職員のみ出席によって議案第20号の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。最初に、「議案第13号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第13号につきましては、荒井教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第13号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 議案書の1ページをお願いいたします。併せまして、議案資料1ページの新旧対照表をお開きください。「議案第13号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。提案理由でございますが、学校適応指導教室指導員を置く上限人数を3人に改めるほか、規定の整備を行いたいので、この案を提出するものでございます。この上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則は、昨年4月の定例教育委員会に提案させていただきました。制定をさせていただいたところですが、その際には、学校適応指導教室指導員を置く上限人数を4人と定めたものでございます。しかしながら、今年度は3人の配置で、また、平成30年度においても、3人の配置ということで準備が進められているところでございます。そこで、今回3人に改めさせていただくものでございます。なお、平成30年度に任用する学校適応指導教室指導員につきましては、この後の報告事項3の中で報告させていただく予定となっております。このほか、別表第1につきまして、ここに規定しております七つの職が所属している組織又は機関を表示するなどの規定の整備をあわせて行わせていただくものでございます。施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ただ今、議案第13号につきまして説明をいただきました。質疑、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第13号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続きまして、「議案第14号 上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いいたします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第14号につきましても、荒井教育総務課長が説明申し上げます。

○議案第14号 上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

(荒井正美 教育総務課長) 議案書の4ページと、議案資料4ページをお開きいただきたいと思います。「議案第14号 上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。提案理由ですが、幼稚園教育要領の全部改正に伴う規定の整理を行いたいので、この案を提出するものでございます。第8条第1項で引用しております幼稚園教育要領が平成29年3月31日に全部改正され、平成30年4月1日から新しい幼稚園教育要領に移行します。そのため、新しい幼稚園教育要領を指すよう規定を整理するものでございます。施行期日は、新しい幼稚園教育要領に移行します平成30年4月1日とするものでございます。説明は以上です。

(池野和己 教育長) 議案第14号につきまして、説明をいただきました。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ないようですので、採決に移ります。「議案第14号 上尾市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続いて、「議案第15号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(今泉達也 学校教育部長) 議案第15号につきましては、伊藤副参事兼学務課長が説明申し上げます。

○議案第15号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(伊藤潔 学務課長) 議案書5ページをお開きください。「議案第15号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。提案理由でございますが、改正の理由は2点ございます。一つは、キッズウィークとして、週休日とあわせて3連休を確保するため、6月の第2金曜日を体験的学習活動等休業日と定め、休業日に加えたためでございます。二つ目は、

コミュニティ・スクールに係る学校運営協議会を小・中学校に設置するために、必要な事項を定めたいため提案するものでございます。議案資料5ページの新旧対照表をご覧ください。第3条、休業日等に、「体験的学習活動等休業日 6月の第2金曜日」を追加いたします。そして、第19条の2で、学校運営協議会の設置校及び承認内容等必要事項を定めるものでございます。以上、説明とさせていただきます。

(池野和己 教育長) ただ今、議案第15号について説明していただきました。質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ないようですので、採決に移ります。「議案第15号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続いてご審議いただくのは、「議案第16号 上尾市学校運営協議会規則の制定について」と、次の「議案第17号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」の二つの議案は、関連する議案でありますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、一括審議とさせていただきます。それでは、議案第16号、第17号の説明をお願いいたします。

(今泉達也 学校教育部長) 議案第16号及び第17号につきましては、瀧沢副参事兼指導課長が説明申し上げます。

○議案第16号 上尾市学校運営協議会規則の制定について

○議案第17号 上尾市学校運営協議会委員の任命について

(瀧沢葉子 指導課長) 議案書7ページをご覧ください。はじめに、「議案第16号 上尾市学校運営協議会規則の制定について」でございます。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づき、上尾市立小・中学校に設置する学校運営協議会に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。この規則は、平成30年4月1日から施行となります。続きまして、12ページ、「議案第17号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」でございます。別紙をご覧ください。上尾中学校、上尾小学校、東町小学校に学校運営協議会を新たに設置することに伴い、先ほど議案として提出いたしました、議案第16号上尾市学校運営協議会規則第7

条第1項の規定により、委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。委員の任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。なお、各学校の5号議員につきましては、新年度の人事異動により変更となる場合がございます。以上でございます。

(池野和己 教育長) ただ今、議案第16号、第17号の説明をいただきました。質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

(大塚崇行 委員) コミュニティ・スクールの導入に関しては、多くの方にご理解をいただかなくてはならないと思いますが、ちなみに前回の2月の会議の中で瀧沢指導課長から「ご理解を得るためにパンフレットを作成して説明を準備していく予定であります。」とありましたが、そちらの準備は進んでいるのでしょうか。

(瀧沢葉子 指導課長) はい。進んでおります。4月には、各委員の皆様、地域の皆様にも配布できるように、また、保護者にも届くように準備を進めております。

(大塚崇行 委員) ぜひ、準備の段階でも私たちにを見せていただくことができれば、見せていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(池野和己 教育長) まだ、決定しておりませんが、後ほど、途中経過を委員の皆様に見ていただきたいと思います。そして、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。それについては、よろしいでしょうか。

(大塚崇行 委員) はい。

(池野和己 教育長) その他にございましたらお願いします。

(細野宏道 教育長職務代理者) 今説明いただきまして、ありがとうございます。この第16号の上尾市の規則を作るに当たって、いろいろなところを参酌したと思いますが、上尾市として、加筆した、このへんを強調したというものがあれば、説明していただきたいと思います。

(瀧沢葉子 指導課長) いろいろなところを参考にしながら、上尾市の学校運営協議会は、今ある学校応援団等を核としたという、こだわりを持ったところで作っております。特に、特徴というところになりますと、学校運営協議会委員のところがございますが、他市によっては校長が委員となっているところがございます。しかし、上尾市においては、校長は委員とはせず、校長は運営の主体でございますので、委員とはしておりません。他市と異なる点があるとしたら、その点であると思います。

(細野宏道 教育長職務代理者) 確かにこちらでよいと思うのですが、5号委員のところ、教頭先生以下教諭という方が記載してあって、ここに校長先生が入っていないということを言われたのだと思いますが、学校運営協議会を開催するに当たって、会議には校長は出席されないのですか。

(瀧沢葉子 指導課長) 校長は出席いたします。もちろん、学校運営を説明することがございますので、出席いたします。

(細野宏道 教育長職務代理者) そうですか。勉強不足で申し訳ないのですが、その委員会で採決をするということに関しては、上尾市では、校長は投票権を持たないということになるのでしょうか。

(瀧沢葉子 指導課長) 投票権は持ちません。

(今泉達也 学校教育部長) 付け足しですが、課長が説明したとおり、出席いたしまして、ここに書いてありますように学校教育目標等々を提案して承認いただくわけですが、それを受けて地域が責任を持ちながら学校運営をいっしょに進めていくと書いてありますが、あくまでも、学校の責任者は校長であるということには変わりないので、それを一層、委員から外すことで明確にして、上尾市では進めていこうという意図が一番強く出したいために、委員から直接外したということで、絶えず、委員会には出席するということにはなっております。

(細野宏道 教育長職務代理者) わかりました。ありがとうございます。

(細野宏道 教育長職務代理者) もう1点ございます。先程、大塚委員から質問があったことに関連して、さらに前月私から質問させていただいたことにも関連をしますが、4月1日からこの規則が施行するというので、パンフレットを作っただき、各団体に説明をしていただいているというご説明ですが、大まかなスケジュールをぜひ、こちらにもお示しをして、どの団体にどういうスケジュールで説明をしているか、パンフレットはいつ頃できて、それを保護者の方々とか運営に関係している団体にお示しをして、意見を聴いて云々カンヌンとか、そのへんを確認させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(瀧沢葉子 指導課長) 後ほど、資料をお渡しして説明したいと思ひます。

(池野和己 教育長) 後ほど、スケジュール等をお渡ししてご説明させていただきます。他の委員さん方からありますか。

(岡田栄一 委員) 協議会の委員は、12人以内になっているのですが、上尾中学校、上尾小学校は12人ですが、東町だけ11人となっているのは、何か意味があるのですか。

(瀧沢葉子 指導課長) 以内ということになっておりますので、この人数で適当と考えております。

(今泉達也 学校教育部長) 課長が申したとおりなのですが、12名以内ですので、これはあくまでも責任者である校長の判断で、この人数で、この中の役目を持つ方たちでふさわしいということで、学校が決定したということでございます。

(池野和己 教育長) 他の委員さん方は、コミュニティ・スクール関係でどうでしょうか。

(中野住衣 委員) 第6条のところに、「協議会は」という主語の後に、「対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように努めるものとする」とあります。先程指導課長から説明がありましたように、例えば、学校応援団のコーディネーター等がこれまでもそういう動き

を促進し、現在までの取組でも、十分色々な意味で機能してきたと思うのですが、これまでと違って何がどのように変わるのか、どのような動きになるのかよく見えないのですが、そのへんのところを教えていただきたいと思います。

(池野和己 教育長) 第6条関係ということですね。

(中野住衣 委員) そうです。はい。

(瀧沢葉子 指導課長) 学校運営協議会は、各業務でいろいろな団体の代表の方に集まっていたりいたしますので、今まで、学校と学校応援団、学校とPTA、というふうになっていたものが横の連携が広がる、つながるといことが大きな特徴であると思っております。また、委員長も委員の中から互選によって決まりますので、今までは学校との放射線状になっていたものが、環状になるというようなイメージで、さらに連携について促進が図られるのではないかと考えております。

(中野住衣 委員) これまで、学校応援団、学校評議員、学校関係者評価委員の方たちに、ご理解、ご協力を得て、地域の学校の活性化にご尽力いただいていたわけですが、今回の協議会の委員の構成を見せていただいても、ほとんどがそういう役割を担ってこられた区長さんですとかPTAの会長さんですとか同様の方々になっています。そうすると、これまでと何が変わるのかよくわからないのです。もう少し、説明いただくとありがたいのですが。

(池野和己 教育長) 私から説明させていただきますが、先程課長が申し上げたとおりですが、校長というものが真ん中にコアとしていて、PTAの関係になると、PTA会長と話をします。学校経営、学校運営について何か意見が欲しいというときには、学校評議員会を開いていると、そして、学校が行っております学校評価に関する客観性を担保するためには、学校関係者評価委員が集まってくると、そして、また、いろいろと学校を助けてもらうためのことになると学校応援団という形になっています。言ってみれば、校長を真ん中に置いて、学校を支えていただいている地域のいろいろな部門の方々と一対一の対応をしますが、実際のところを申し上げますと、たとえば、学校応援団の方々がPTAの活動のことはわからないので、それで、よく校長として仕事をしていると、学校応援団の人たちからすると、「PTAの協力体制がもう少しあってよいのではないか。」とか、そういうことが校長のところに入ってきます。今度のコミュニティ・スクールというのは、そうした支えていただいている地域の方々の、それぞれの組織団体の代表の方が一堂に会して行きます。一堂に会して行きますから、その中で役割分担もできるでしょうし、今までの特色を活かしていただいて、自分たちのところで、「このへんは私たちのところが中心になってやりますよ。」というようなことも言っていただけるかもしれませんし、また、校長としても、今まで校長の頭の中で考えて、「これはPTAだ。」とか言っていたことですが、今度はそこに、委員さん方として入っていただきますので、そこに校長をはじめ学校の関係者が出ますので、言ってみれば、メールを一斉送信するという、一堂に会しているテーブルでみんなで話をしながら、考えていくような協議会ができれば、一番理想的ではないかと思えます。そのようになるかどうか、やってみなければわかりませんが、先程校長を委員にするかどうかということも、実は、先行実施している埼玉県内の市町村の中には、委員として入れていないところもあります。実は、委員として出しているのは、文部科学省の最初に出したモデルがそうであったからですが、それについても、十分熟慮した上で、一応、今回のスタートに関しては、校長を、逆に言えば運営協議を招集する立場にいる、そして、承認をもらうための案を出すのも校長なのに、そ

の校長と委員が同じように並列の委員というのは、私は国が出している案にも少し疑問を持っていましたし、学校教育部でよくもんでもらった中で確認をしていただきましたら、埼玉県内でも、委員としては校長を置かないということで始めているところもあります。しかし、検証を見るには、まだ年数が少ないと思います。先行実施しているといっても、埼玉県の場合は、まだ、数年先を行っているくらいですので、これは進めながら、根拠法令等については適宜間違っているところは直していくことも踏まえた上で、ですので、とりあえず、今回こういう形でやっていこうというようになっておりますので、できれば、先程言ったように、一つのテーブルに、みんなが出てきてくれて一緒にやるということは、今までは間違いなくなかったことですから、これがこの3校は、完全に他の学校とは一歩先にやっていただいて、それで、また、そのテーブルの中のものが煮詰まったような運営協議会ができるか、できないかも含めて、31年度に向けて全面实施していただければと思っています。あくまで、来年度、先行実施で3校やっていただきますので、その進捗状況もご報告申し上げますので、みていただいて、ご意見いただければと思います。そのへんが、大きく違うところです。

(中野住衣 委員) ありがとうございます。今の教育長のお話ですと、今まで学校が核になり情報発信し、色々な立場の皆さんにご協力を得てつないでいったものを、今度は学校運営の核が、運営協議会になるイメージですか。

(池野和己 教育長) 当然、学校が核なのですが、学校の中にある組織です。学校の中にある組織としては、学校評議員というのは単なる校長の諮問機関のようなもので、意見が欲しいから学校評議員会を開いていた。それが、もう十何年経ったところで、評議員会が一番コミュニティ・スクールの前身的に位置付けられていますが、このコミュニティ・スクールを始めるに当たって、そこで、もう一回学校を助けてくださっているいろいろな組織をもう一回再編組織し直して、新しい委員会として協議会を作ったという形だと思っています。ですから、実際、始まってみれば、これだけの委員さん方が一堂に会して、校長が今年このように進めていきたいというところから、承認をいただいて進めていくというのは、今までの学校の中にはなかった取組だと思っていますので、そのへんが大きく違うと思います。実際には、動き始めてみて、たとえば、登下校で今までどおり見守り隊を、おじいちゃん、おばあちゃんがやってくさっている。あるいは、PTA会長を中心にPTAの方々が学校行事の中でいろいろなお手伝いをしてくださっているというところを見たときに、「何も変わっていないではないか。」と言われるかもしれません。しかし、それはそうではなくて、その前に、こうした長になっている方々が全部集まって、その学校の支援をしてくださる、そういうものがあって動いているというのは、たとえば、学校応援団推進長と愛宕二丁目の区長とPTA会長が一堂に会して、その会議があって、一応みんなが共通理解した上でやっているということが、裏にはあるわけで、表面的に見たときに学校がこんなに変わったとは、そう簡単にわかることではないと思っております、それもあって、来年度進めてみて、そのへんも含めて、いろいろな部分を修正して、さらに、次年度の全面实施に向けていきたいと思っております。

(池野和己 教育長) その他には、よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) それでは、これから採決に移ります。「議案第16号 上尾市学校運営協議会規則の制定について」、「議案第17号 上尾市学校運営協議会委員の任命について」の二つについて、

原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続いて、「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いいたします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第18号につきましては、島田図書館次長が説明申し上げます。

○議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(島田栄一 図書館次長) 議案書の13ページをご覧ください。「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。提案理由といたしましては、一般職非常勤職員である子どもの読書活動支援センターに勤務する「子どもの読書活動支援センター協力員」の勤務日数を増やしたいので、この案を提出するものでございます。恐れ入りますが、議案資料8ページをご覧ください。第3条第1項の表2の項「子どもの読書活動支援センター協力員」の勤務日数を「3日」から「4日」に改めるものでございます。子どもの読書活動支援センターでは、学校図書館との連携や読み聞かせボランティアの育成など多くの実績を重ねてきておりますが、平成30年度から、学校図書館における書架づくりの指導や保護者向け読書相談日の開設など、要望の多い新たな事業展開を予定しております。このため、子どもの読書活動支援センター協力員の勤務日数を増やすものでございます。また、この訓令は、平成30年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ただ今、議案第18号について説明をいただきました。質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ないようですので、採決に移ります。「議案第18号 上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の勤務日数、勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案どおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

(池野和己 教育長) 続いて、「議案第19号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いいたします。

(保坂了 教育総務部長) 議案第19号につきましては、小宮山生涯学習課長が説明申し上げます。

○議案第19号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

(小宮山克巳 生涯学習課長) 議案書の14ページ目をお開きください。「議案第19号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」でございます。提案理由ですが、文化財保護審議会委員の任期が、平成30年3月31日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例第27条の規定に基づき、議案の一覧表にあります、皆さんを委嘱したいので、この案を提出するものです。この審議会は、上尾市の指定文化財の指定及び解除等、文化財の保存及び活用に関し、諮問に応じて審議するために設けられるものでございます。委員の任期は2年。今回委嘱したい委員の任期は、平成32年3月31日まででございます。なお、それぞれの委員は、文化財に関し専門的知識を有する者のうちから委嘱しており、委嘱しようとする皆さんは、この表にございます専門分野をお持ちでございます。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ただ今、議案第19号につきまして説明をいただきました。質疑、意見等ございましたら、お願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) それでは、ないようですので、採決に移ります。「議案第19号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」原案どおり可決することに異議はございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 報告事項

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第5 報告事項」に移ります。本日は、7件の報告がございます。よろしくお願いいたします。

(保坂了 教育総務部長) 別冊の報告事項のご用意をお願いいたします。報告事項の1につきましては小宮山生涯学習課長が、報告事項の2につきましては島田図書館次長より報告申し上げます。

○報告事項1 社会教育指導員、文化財調査専門員の任用について

(小宮山克巳 生涯学習課長) 報告事項の1ページ目をお開きください。「報告事項1 社会教育指導員、文化財調査専門員の任用について」でございます。社会教育指導員及び文化財調査専門員の任期が平成30年3月31日で満了することに伴い、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則第2条及び第3条、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則第2条の規定により、任用するものです。なお、任用する者は、2ページ目、3ページ目のとおりです。以上でございます。

○報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について

(島田栄一 図書館次長) 4ページをお願いいたします。「報告事項2 子どもの読書活動支援センター協力員の任用について」でございます。任期が平成30年3月31日で満了することに伴い、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員の任用に関する規則第2条及び第3条、上尾市教育委員会が任用する一般職非常勤職員をもって充てる職の設置に関する規則第2条の規定により、4ページの表のとおり任用いたします。なお、任期は平成31年3月31日までとなります。報告は以上でございます。

(今泉達也 学校教育部長) 報告事項3につきましては瀧沢副参事兼指導課長兼教育センター所長が、報告事項4につきましては松澤学校保健課長が、報告事項5、6、7につきましては瀧沢副参事兼指導課長が、それぞれ説明申し上げます。

○報告事項3 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について

(瀧沢葉子 教育センター所長) 5ページ、「報告事項3 スクールソーシャルワーカーの委嘱及び教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員、さわやか相談室相談員の任用について」でございます。任期が、平成30年3月31日で満了することに伴い、上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則、上尾市さわやか相談室相談員設置規則の規定により、6ページ、7ページの一覧表のとおり委嘱及び任用いたします。なお、任期は、平成31年3月31日まででございます。

○報告事項4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(松澤義章 学校保健課長) 恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。「報告事項4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」報告をさせていただきます。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が、平成30年3月31日をもちまして満了することに伴い、学校保健安全法の規定に基づき、委嘱をするものでございます。委嘱をさせていただく医師、歯科医師、薬剤師の名簿につきましては、9ページに「平成30年度 学校医等一覧表」を掲載いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。委嘱に当たりましては、上尾市医師会、北足立歯科医師会、上尾市薬剤師会の推薦に基づき委嘱をさせていただいております。任期につきましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となります。報告は、以上でございます。

○報告事項5 平成30年度埼玉県公立高等学校受検結果について

(瀧沢葉子 指導課長) 続きまして、10ページ、「報告事項5 平成30年度埼玉県公立高等学校受検結果について」でございます。11ページをご覧ください。3年在籍生徒数2,030名のうち、74.9パーセントに当たる1,521名が県公立高等学校を受検いたしました。受検結果でございますが、合格率85.6パーセント、1,302名が合格いたしました。

○報告事項6 平成29年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について

(瀧沢葉子 指導課長) 続きまして、12ページ、「報告事項6 平成29年度上尾市立小・中学校卒業(予定)者の進路状況について」でございます。はじめに、13ページ、14ページ、小学校卒業業者の2月末日現在の進路状況でございます。小学校卒業児童数1,941名のうち、95.4

パーセントに当たる1,851名が国公立中学校へ進学しており、昨年度より、0.2ポイント増加しております。なお、上尾市立中学校への進学率は、93.7パーセントとなっております。これも、昨年度より0.5ポイント増加しております。次に、15ページ、16ページをご覧ください。中学校卒業者の進路状況でございます。3月10日現在の卒業生徒数は、2,030名となっております。公立・私立の高等学校・特別支援学校、その他高等専門学校・専修学校への進学生徒数は、合計2,001名で、全卒業生の98.6パーセントに当たり、昨年より、僅か0.1ポイントですが、減少となっております。進学状況の「その他」は、進学や就職を希望していますが、3月10日現在、未定の生徒、あるいは、海外の学校へ進学する生徒、家事手伝いなどの生徒でございます。

○報告事項7 平成30年2月上尾市小・中学校いじめに関する状況調査結果について

(瀧沢葉子 指導課長) 続きまして、17ページ、「報告事項7 平成30年2月上尾市小・中学校いじめに関する状況調査結果について」でございます。2月の新規認知は、小学校で2件、中学校で3件で、解消は小学校で3件となっております。2月末現在ですが、今年度の認知件数と解消件数は、小学校では認知25件、解消14件、中学校では認知31件、解消23件となっております。未解消につきましては、現在、すべて、対応済みで事象は解決しておりますが、卒業や進級を機に関係性の改善が図られる見込みなど、3月末までを見届けとしているものと、次年度に申し送りをするものがあり、個別に事案を確認しております。以上でございます。

(今泉達也 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、今報告いただきましたものについて、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

(大塚崇行 委員) いじめに関する件なのですが、昨日の新聞ですが、川口のいじめの事件について、いろいろ記事になっていたものを読んでいて、気になったことがあるのでお聞きしますが、その校長が「いじめではなく、人間関係のトラブルととらえていた。」というところがありました。人間関係というのは、あらゆるところで人対人の部分では起きることであるので、それをいじめととらえるかどうかというのはたいへん難しいところであると思うのですが、そういう意味では、上尾の中では、どのようにとらえているのか、教えていただきたいと思います。

(瀧沢葉子 指導課長) 川口の件につきましては、新聞で、川口でも法令的ないじめの認知と違っていたというような表現もしています。教育長からも校長会等で何度も繰り返しお話をいただいておりますが、今までの学校が思っていたいじめという概念ではなく、相手がどう思ったか、本人がどう思ったか、保護者がどう思ったか、というようなことをもって、いじめという認知をすることについての意識の切替えというのがたいへん重要だと思います。教職員もそのへんの認知に対しての意識や理解を図ることが重要だと考えております。

(池野和己 教育長) よろしいですか。他にありますか。

(細野宏道 教育長職務代理者) 6ページです。スクールソーシャルワーカーの重要性については、ずっと提案させていただいていますが、今回、市費で一人増やしていただいて、ほんとうにありがとう

ございます。それで、可能な範囲で結構ですが、新しい方の、下の方の現小学校非常勤講師とはどういう方をいわれるのかが分かりませんでしたので、説明できる範囲で結構ですので、教えてください。公立の小学校の方ですか。

(今泉達也 学校教育部長) 市内の小学校に現在勤めていらっしゃるしまして、非常勤講師ですので、たとえば、初任者が機関研修で出張している間、その週2回なり、代わって学級担任の仕事をするというような立場の教員であります。以上です。

(細野宏道 教育長職務代理人) そうすると、どこの小学校の先生。先生という立場なのですか。

(池野和己 教育長) 先生という立場であった方です。

(細野宏道 教育長職務代理人) わかりました。

(池野和己 教育長) スクールソーシャルワーカーの専門性について簡単に説明していただきたいと思いますので、お願いします。

(瀧沢葉子 教育センター所長) 社会福祉士、それから教職経験者が1名で2名、この教職経験者というのは元県のさわやか相談室相談員です。

(今泉達也 学校教育部長) 整理しますと、市費の方の2名は、元教員と現小学校非常勤講師と、いずれも学校に勤務していた者となっており、県で2名おりますが、そのうちの1名が課長からあったように社会福祉士の資格を有する者と前にさわやか相談室相談員の経験がある者という、この2名です。

(池野和己 教育長) 付け足しますと、このスクールソーシャルワーカーの配置についても、文部科学省が強く進めているのですが、国としては福祉専門であって教育に精通している者という形です。ところが、実際にそれで本市の場合もスクールソーシャルワーカーに勤務していた検証をみますと、確かにそれは重要なのですが、学校のいろいろな状況についても把握している者が、今回1人増えましたので、3名の中に入れて、福祉専門の方もおりますので、それと相談を中心にしていた人が1人いて、今回は、教職関係の勤務の経験のある者を入れて、組織で家庭訪問等にかなり力を入れていけることになるかと思って期待しているところです。そういうことで、今回は、教職関係の者を1人入れています。

(細野宏道 教育長職務代理人) ありがとうございました。ぜひ、機能していただくよう、よろしく願いをいたします。それから、もう一点あります。11ページです。今回、中学校の高等学校受験の結果が出ました。よい悪いではなくて、そういう質問ではなくて、学校で何か特徴があるのかということでしたのは、具体的に、上尾と西だけが合格率がある数字になっている。高いということではなくて、学校側として、先生と三者面談等を行って、こういう学校を受験しましょうということをお私達の時はやっていて、今やっているかどうかかわからないのですが、そのへん上尾中学校と西中学校は、何か特徴があるというか、この数字に対して、何かコメントというのはあるのですか。特にないのでしょうか。

(瀧沢葉子 指導課長) 上尾中学校と西中学校につきましては、私立高校への進学等もありますし、状況を見てみますと、比較的チャレンジをした受験が多くみられるという傾向がございます。私立の進学校を確保しておきつつ、自分にとって少し高い目標にチャレンジする割合が高いというところがみられております。

(細野宏道 教育長職務代理者) ありがとうございます。確かに、16ページでみますと、私立の進学数は、上尾と西が多かったのもので、そのへんで、チャレンジなのかと思ったのですが、確認させていただきました。

(池野和己 教育長) 他にありますか。

(中野住衣 委員) 2点あります。1点目は、先程職務代理者からスクールソーシャルワーカーのお話が出ましたが、来年度1名増えるということで、感謝しております。前回、市費と県費が2人ずつということで、お聞きしたのですが、週当たりの勤務日数を教えていただけますか。

(瀧沢葉子 教育センター所長) 市費は、年間37日、1日6時間という形になっています。

(今泉達也 学校教育部長) 市費はそのとおりですが、県費は原則として週2日となっています。1日当たり6時間で、年間90日となっております。

(中野住衣 委員) ありがとうございます。もう1点は、15ページのところの、上尾市立中学校卒業者の進路状況を拝見させていただきましたが、公立・県内の特別支援学校に進学する生徒が20名いますが、これは特別支援学級に在籍していた生徒ということでよろしいでしょうか。

(瀧沢葉子 指導課長) 後ほど確認させていただきます。すべてが、そうだとは限りません。

(池野和己 教育長) 基本的にはそうですが、場合によっては、通常学級にいて特別支援学校の高等部に行くということもないとは言えないので、数については確認させていただきます。

(中野住衣 委員) それでは、その確認と、20名以外の特別支援学級に在籍していた生徒の進学先を教えてくださいたいと思います。どういうところに進学しているのかということを知りたいので、よろしくをお願いします。

(瀧沢葉子 指導課長) はい。

(池野和己 教育長) それでは、それもあわせて細かい数字も報告が出ていますので、後でお伝えさせていただきます。他にいかがでしょうか。

(内田みどり 委員) いじめに関する状況調査結果について見せていただいたのですが、ここに報告としては載っていないと思うのですが、不登校の生徒の問題が気になったのです。生徒指導連絡協議会に参加させていただいたのですが、いじめについて解決の見込みがみられる報告をいただいていたのですが、不登校についてはなかなか解決ができないというのが各学校で出ているようです。それに対

して、たとえば、不登校になる場合、「臭い」ですとか、「きもい」というような言葉から不登校になるパターンと家庭の問題で不登校になる場合があるということなのですが、学校では、たぶん、家庭の問題で不登校になった場合の解決の見込みがみられないということがありました。この解決がなかなかできないということになると、なおさらだと思うのですが、不登校をつくらないという取組が必要ではないかという気がしています。来年度からになると思うのですが、この不登校をつくらないという取組についてお考えいただければという提案がひとつあります。そのお考えについてはいかがでしょうか。

(瀧沢葉子 指導課長) はい。つくらないということは、ほんとうに重要であると考えております。具体的には、各学校に向けて対応を高める資料を今作成中でございます。それから、研修会等もやっておりますが、それだけではなく、やはり一番は、学校生活が楽しいという、自分の存在感のある学校の教育活動が必要であると考えております。授業についても、学力がだんだん遅れてしまって、学校に行きづらいと、それぞれありますけれども、学力に対する対策も必要ですし、いろいろな、どういいう教育活動がすべての子どもたちが安心して来られるのかということについては、各学校が懸命に行っているところではあります。ですから、言葉などのいじめに関するようなことについては、繰り返し、これから道徳教育も充実させながらも指導していくとともに、家庭の問題については、学校でもやっておりますが、先程言ったソーシャルワーカー等を活用しながら、連携を図りながら、いかにそこに切り込んでいけるかということについては、教育センターと学校が連携しながら、真摯に考えていきたいというように思っております。もっと具体的に政策を立てていきたいと考えているところでございます。

(池野和己 教育長) 付け足しですが、昨年度と今年度ですけれど、私から校長会議で校長を通じて先生方にも全部同じ資料で説明していただくように、校長には直接お願いしているのですが、不登校の対策というのは、国からして、病理的な対応です。つまり、日本の今までの対策というのは、不登校が起こってから、それに対して、どうするという対策なのですが、内田委員さんがおっしゃるとおりで、不登校をつくらないということが重要なわけです。それで、そのために、現状をみますと、中一ギャップとよく言われますが、中学校に行くと不登校が一気に増えるということの中に、小学校の時の、場合によっては低学年、中学年の時にその芽があったというのは、かなり今言われていまして、ところが、中学校の教員は、そこまでの資料がないのです。そこで、昨年度から、小学校と中学校の連携になるのですが、小学校の6年間の中で、単に不登校であったということではなくて、とにかく、一学年ごとに、登校渋りしていた日数であるとか細かい日数を、実は、昨年からののですが、中学校の校長に全部報告をもらおうと、中学校はそれを基に、ゴールデンウィーク明けころが一番不登校が急に増えるのですが、対応するのは、2日、3日休んだら当然行くというのは、学校は徹底しています。しかし、それくらいのことでは、なかなかむずかしくて、小学校の時の登校渋りがあった子というのは、中学校の教員も一番に、特段の注意をしていただいて、すぐにでも対応して行って、学校から足が遠のかないようにしていかなければならないことを始めて、まだ、ちょっとです。そうすると、その後、検証をみても、私はまだわからないと思います。ですから、こちらを重ねて、学校にたいへんですが、今年度も引き続きそれをやっていただく方向で、もう教育センターでも進めていただいています。実は小学校の先生方もそのために仕事が少し多くなってしましますが、一人一人の子どもの6年間の中での特に学校との登校の関係の情報を作っていただいて、また来年度の4月に向けて、今中学校に渡してもらっているような、今ちょうどその時期に来ています。それで、あわせてお願いしていることは、つながりを切らないように、特に中学校の場合ですと、普段使っている、いろ

いろな今日配ったプリントであるとか、そういう物をできるだけ、オーバーワークになるところがあったらほんとうに申し訳ないのですが、しかし、不登校対策のためには、そのへんは校長にワークライフバランスも考えていただいて、やっていかなければならないのですが、少なくとも、定期テストに関しては、全部の、不登校で学校に来ていない子に対しても、すべて、必ず自宅に持って行って、それを返してもらって、それを評価に反映させるとか、それから、普段使っている授業なども、その子のところに、必ず渡って、わからないところは、次に行った時に教えてきてもらうとか、とにかく、今いろいろな形で新しい不登校生をつくらないように、今学校では努力してもらうように、教育委員会も、かなりここは重要と考えていますので、今進めているところです。先程一番初めにありました、いじめが元になる不登校というのは、いじめの問題というより、喫緊の課題ですから、すぐに対応しなければならないのですが、統計上でいきますと、不登校の割合としては、どちらかというところ、家庭の問題というか、個人の問題というか、昼夜逆転してゲームにはまってしまっていて、他の友達が学校に登校している時間には寝ていて、夜になってから起きて、ゲームを続けているとか、いろいろな、さまざまな原因があるものですから、いじめ問題のように当事者、関係者がはっきりしていて、すぐに学校が対応して、喫緊の課題として対応することができる。不登校の問題全体は、喫緊の課題なのですが、これを解消するということになると、かなり時間がかかってしまう場合もあるのですが、努力していただいているおかげで、今年度、ここには出ていませんが、いったん不登校になった子が学校に復帰できているとか、さわやか相談室まで登校できているという事案も校長先生から随分あがっていますので、校長会議の中では、それを示して、お礼を言っているところです。それが一つです。それから、もう一つは、不登校は30日を超えるとカウントされます。これは、文部科学省のやり方なので、全く変わっていません。この子は、途中で学校に復帰してもそのままです。不登校の数というのは、ずっと累積するだけ累積していつている国の調査です。ですから、途中で1回30日にカウントされてしまった子は、中学3年で完全に復帰して、高校入試を受けに行っても、この子については、人数は1のままです。それではわからないので、月々の実態をきちっと把握して、人数を把握する努力を今、学校と教育委員会とでやっています。公式なものとしては、そういう意味がありますので、それをご理解いただきたいと思います。

(内田みどり 委員) 学校でさわやか相談室からお手紙をいただいたりしているのは、よくわかっているのです。ただ、保護者としては、今まで、実際に先生方から不登校になり得る子どもがいるのだという言葉を聞いたことがなかったのです。自分の子どもが不登校になるわけがないと思って、皆さん、たぶん、育てていらっしやると思うので、できましたら、先生方から、「どの子どもでも可能性があるのです、そういうような感じが出たら、なるべく早めに相談して欲しい。」というような実際の言葉としていただければ、親としては、子どもをみている環境が違ってくるのかという気がします。そんなことも、先生方からお話ししていただければと思います。あと2点です。不登校の子どもたちがさわやか相談室とかに行っているのですが、市として、フリースクールのような対応を図ることはありますか。

(瀧沢葉子 指導課長) フリースクールにつきましては、原則としては、紹介をするということはありません。ただし、相談に乗って、こういう学校があるという情報はお出しすることはできます。

(内田みどり 委員) もう1点です。不登校のお母さんと話をすることがあって、とても孤独を感じるということを言われたことがあります。この親とのつながりみたいなことを考えるということはいかがでしょうか。たとえば、親を集めて会話をするとか、そういったことはありますか。

(瀧沢葉子 指導課長) 学校適応指導教室等の対応の保護者同士が交流することはありますが、孤独を感じるということについては、学校や教育センターが保護者の相談もかなり多くやっていて、子どもの対応よりもむしろ多いケースもございます。しかし、個々にその保護者同士をつなげるというような取組については、望む保護者もいれば、望まない保護者もいるので、それは、個に応じて丁寧に行っていく必要があると思います。

(池野和己 教育長) 不登校のほとんどの場合は、保護者を通じて相談が始まっていて、中学校の場合ですと、さわやか相談室相談員さんが保護者と常に連絡をとりながら、やっているのが実態であると思います。それから、不登校の保護者の方々に対する講演会のようなものが年間何回かあります。そのような機会は、だいたい、さわやか相談室相談員がそういう関係で連絡網を持っていますので、保護者にお話をして、紹介するだけでなく、市内のさわやか相談室相談員さんは、自分も行っています。自分もいっしょに行ってください、土日開催が多いのですが、「自分の勉強にもなるから」と言って保護者が行けない子どもたちを連れて行ってくれたりとか、いろいろ熱心にやってくださっている相談員さんが結構多いのです。それでも、自分の子どもが不登校になっているということを真剣に考えてくださっている保護者ほど、そういう孤独感を感じたり、焦燥感をつのらせるということは十分考えられるので、そういう部分については、丁寧に、学校の訪問の際には、きちっと対応できなければいけないと思いますので、そのへんも教育委員会から校長に伝えていきたいと思います。また、さわやか相談室相談員さんに対する研修会も教育委員会で行っていますので、そういうときにも伝えていきたいと思います。

(池野和己 教育長) 他にどうでしょうか。

(岡田栄一 委員) 15日に西中の卒業式に行きました。ここには在籍数248名と書いてあったのですが、行って、名簿をもらったら、249名となっていました。1人増えているというのは、転校か何かあったのでしょうか。どうして1人増えたのでしょうか。

(池野和己 教育長) それは、校長が教育的配慮をしたのだと思います。これについて、後で事実関係を確認して委員さんにお伝えしたいと思います。

(岡田栄一 委員) もう一つあります。先程不登校のことをきいたのですが、宿題かどうかわからないのですが、提出物ができないので、学校に行きたくない、それ以来休んでしまうというか、そういう傾向の子どもがいると聞きました。提出物ができないから学校に行きたくない。そういうとき、学校はどのような対応をとるのですか。

(瀧沢葉子 指導課長) そのへんは、そういうことができるようにさせてあげるのが教育で、それができないため来られないほどであれば、個に応じて、「どのような約束を」とか、そこが教師の力や対応力になるのだと思います。そこを無理やりやって、子どもがそれに耐えられるか、耐えられないか見極めながらというさじ加減というのは、ほんとうに先生方が苦勞するところだと思っております。失敗しても、それを取り戻すような指導ができるように学校もあるのです。それだからこそ、個人が、教師一人が抱え込まないで、組織的に当たるようにとは申しております。

(池野和己 教育長) 他にありますか。よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、報告については終了したいと思います。

日程第6 今後の日程報告

(池野和己 教育長) 続きまして、今後の日程報告をお願いいたします。

(荒井正美 教育総務課長) それでは、教育委員の当面の日程表をご用意ください。新年度4月のご案内でございます。4月2日、月曜日、申し訳ございません、時間の記載がございませんが、午後1時半から、上尾小学校にて、小・中学校新採用・転入職員等着任式が予定されております。また、2月定例会の中でも報告をさせていただきましたが、4月9日、月曜日は小学校、中学校の入学式が、11日、水曜日には平方幼稚園の入園式がそれぞれ予定されております。4月20日、金曜日でございますが、教育委員会4月定例会を午前9時30分より、教育委員室にて予定しております。また、4月27日、金曜日午後は、上尾・桶川・伊奈の2市1町の教育委員会連絡協議会の関係会議で、理事会、総会、情報交換会が伊奈町役場の会議室等において開催予定でございます。開催時間等の詳細は、後日委員の皆様にご通知させていただきます。日程についての説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見、ご要望等ございましたらお願いします。

～委員全員から「なし」の声～

日程第7 議案の審議

(池野和己 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議とさせていただきます。たいへん恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いします。

～傍聴人退場～

(池野和己 教育長) それでは、議案第20号の審議を行います。「議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」につきましては、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

(荒井正美 教育総務課長) それでは、たいへん申し訳ありませんが、両部の部長、次長、教育総務課事務局職員のみ残っていただきまして、それ以外の職員の方にはご退席いただきますようお願いいたします。

～関係職員以外の職員退席～

(池野和己 教育長) それでは、議案の審議を行います。該当者がおりますので、退室をお願いします。

す。保坂教育総務部長、関教育総務部次長、荒井教育総務課長、書記の事務局職員で森泉主幹、井上副主幹、以上です。

～該当職員退席～

(池野和己 教育長) それでは、「議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」説明をお願いいたします。

○議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について

(今泉達也 学校教育部長) 「議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動」につきまして、私からご説明申し上げます。この議案は、主幹職以上の職員に係る平成30年度当初人事異動案について、お諮りするものでございます。副主幹職以下の職員の異動につきましては、報告として提出してございます。今回、平成30年度当初人事異動の全体の規模でございますが、退職、採用、全て含めまして、総勢88人でございます。内訳ですが、退職が6人、他部局への出向が16人、新規採用が7人、再任用の新規がフルタイム、短時間双方合わせまして4人、再任用の更新が同じく、フルタイム、短時間双方合わせて10人、他部局からの転入が17人、教育委員会の内部異動が28人、これで総勢88人という状況でございます。議案は、退職、出向、新規採用、他部局からの転入、教育委員会の内部異動となっております。管理職の異動について議案として提出してございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。それでは、内容を見ていただきまして、質問等ございましたらお願いしたいと思います。

～委員による内容の確認～

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) 資料は回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

～資料の回収～

(池野和己 教育長) それでは、採決をさせていただきます。「議案第20号 教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議がないものと認め、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 閉会の宣告

(池野和己 教育長) 以上で予定されておりました本日の日程はすべて終了いたしました。これをもち

まして、上尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年4月20日 署名委員 内田 みどり